

多言語社会日本と言語政策*

邢鎮義**

(e-mail; hjini17@hnu.kr)

目次

1. はじめに
 2. 日本の「単一民族神話」と多言語社会
 3. 日本の外国人政策
 4. 日本の外国人に対する言語政策
 5. 言語権とはなにか
 6. おわりに
-

1. はじめに

近代国民国家誕生以降、「国家」とその構成員である「国民」、そしてその中で用いられる「国語」は自明であり、当たり前の概念として定着した。しかし1990年代後半から「国家」は「想像の共同体」として再認識され、「国民」と「国語」に対してもアンチテーゼが登場する。「国家」と「国民」と「国語」は構築された概念であり、歴史的、政治的産物、つまり「つくられたもの」であるというのである。

たとえば「国語」は、もともと「国語」という言語変種が存在したわけではなく、国家が特定の変種の言語を選んで制度化したもので、教育・行政・司法・メディアなどのすべての諸制度は、その言語、つまり「国語」によって行われる。このように「国家」という共

* 本研究は、2013年度韓南大学校研究費支援によるものである。

** 韓南大学校 助教授 日本語学・社会言語学

同体が生まれ、一つの言語によって諸制度が行われるようになったのは、近代になってからのことである。そしてこういった一連のこと、即ち様々な形で話される言葉のなかで、一つの言語変種を選んで標準語とし、制度化することを「国語政策」、あるいは「言語政策」という。公的権力によって運営される言語に関する政策である。

日本における言語政策は、法律の規定などなく、自明の概念としての「国語」、つまり「日本語」政策であった。疑いの余地もなく「日本語」のみによって教育・行政・司法などが機能する仕組みなのである。このような政策は、たとえイデオロギーであっても、社会構成員が単一民族、単一言語、単一文化であるという前提がないと不可能である。しかし日本は周知のとおり、単一民族でもなく単一言語・文化でもない。にもかかわらず日本は、言語政策なるものを施行して以来、「日本語」による「国語」政策に異論も反論もなく、百年以上続けてきた。

ところが日本の定住外国人の増加と外国人労働者の流入増加、結婚移民の増加などにより、単一言語（日本語）による「国語」政策に疑問の声が出始めた。というより、日本社会の中で日本語が通じない状況、日本語ができない社会構成員の存在、日本のなかで話される様々な異言語の存在を意識せざるを得なくなったのである。

そもそも、近代国民国家が生まれてから多くの国は、基本的に一国家一言語を国家理念としてきた。その過程において共同体の中の様々な少数言語は「国語」により見えなくなり、そして移民に対しても受け入れ国の言語に同化すべきであるという考え方が支配的であった。当然の結果として言葉（国語＝標準語）ができなくて意思疎通に困難を抱える言語的少数者、あるいは移民の言語問題には無関心であった。

しかしいわゆる先進国と言われる国の少子化による労働人口の減少と、結婚移民の増加、産業研修生制度などによって、外国人の流入がふえるようになったが、新しく流入した移民たちは、社会の主流言語を習得することができず、社会から取り残され、十分な教育を受けることもできず、社会問題化し始めた。そこで移民を社会のメンバーとして受け入れざるを得なくなり、その対策としてまず、受け入れ国の言語を移民たちに一方的に押し付けるのではなく、多言語政策を模索せざるを得なくなったのである。これはヨーロッパに限ったことではなく、日本でも韓国でも同じことが言える。

そこで本稿では、まず「単一民族神話」を謳ってきた日本の多言語社会の歴史について考察し、その日本が取ってきた外国人政策は、如何なるものであるか、まとめてみたいと思う。そして外国人に対する言語問題には、どのように対処しているか考察し、多言語社会日本に向けた新たな取り組みについて、「言語権」の観点から論じてみたいと思う。

2. 日本の「単一民族神話」と多言語社会

法務省の発表によると、2011年末の外国人登録者数は、207万8508人で日本人口の約1.6%を占めている。地域別でみると、最も多いのはアジア出身者で165万3679人、次いで南米出身者が27万7220人、北米出身者が6万3250人となっている。

国籍別では中国・台湾人が最も多く、67万4879人となっている。そして韓国・朝鮮人（54万5401人）、ブラジル人（21万0032人）、フィリピン人（20万9376人）、ペルー人（5万2843人）、アメリカ人（4万9815人）、ベトナム人（4万4,690人）、タイ人（4万2750人）、インドネシア人（2万4660人）、インド人（2万1501人）となっている。

この種の数値は最近、日本の多言語政策や多文化政策を語る際に、日本がもはや単一民族国家ではなく、多民族多言語国家であることを示すためによく出されるものであるが、実はこのような数値を出すまでもなく、日本はもともと多民族多言語国家であった。しかし近代以降、日本は単一民族国家であるという神話が存在しており、今日まで続いている。

「単一民族神話」とは文字通り「神話」であって、単一純粋の起源をもつ、共通の文化と血統をもった日本民族のみで、日本国が構成されてきたし、また現在も構成されているという観念（小熊[2001: 8 p]）である。1868年の北海道編入や1879年の沖縄編入はもちろん、1895年台湾と1910年朝鮮の併合に続く「帝国日本」の膨張をみても、日本の「単一民族神話」は観念にほかならないことが分かる。

しかし近代日本は「単一民族神話」を謳いながら、一方では帝国として、多民族国家としての正当性を主張する矛盾をはらんでいた。例えば、文部省社会教育局が1942年発行した『国民同化への道』には、次のように述べられている。

上代においてはゆる先住民族や大陸方面からの帰化人がこれに混融同化し、皇化の下に同一民族たる強い信念を培われて形成せられたものである。¹⁾

この文章は、既述した矛盾をよく表している。様々な民族が混ざっていることを認めながら、その様々な民族は日本に「同化」したというのである。そして天皇のもとで「同一民族」としての信念を培ってきたという論理なのである。これはまさに現実としての多民族多言語国家と、観念としての「単一民族」が、日本では成立できる理屈となった。

この種の記述は、当時の日本の国定教科書にも明白に記されている。

1903年、第一期地理教科書には日本の構成員について「これに住める人民の数は、

1) 同和奉公会編『国民同化への道』1942年 15p. 小熊 (2001) 3pから再引用。

ほとんど、五千万におよべり。これらの人人は、上に万世一系の天皇をいただきて、みな、たのしく、その日をおくれり」²⁾と記されており、当時の日本の人口を推測することができる。その後、1910年行われた第二期改訂の際は、「住民は概ね大和民族にして、その数凡そ六千八百万あり。上に万世一系の天皇を戴き奉り、忠君愛国の心に富めり」³⁾と記し、「台湾」にふれ「人口凡そ三百万あり」としている。朝鮮に関する記述はないが、当時の朝鮮人口は1300万といわれていたため、朝鮮と台湾の300万を含めて6800万と記していたのではないと思われる。そして1918年以降発行される第三期では、人口構成について次のように述べている。

国民の大多数は大和民族にして、その数五千四百余万に及ぶ。その他朝鮮には約一千六百万の朝鮮人があり、台湾には十余万人の土人と支那より移り住める三百余万の支那民族とあり。また北海道にはアイヌ、樺太にはアイヌその他の土人あり。民族は相違なれども、ひとしく忠良なる帝国の臣民たり。⁴⁾

1935年以降発行される第四期になると、次のように変る。

国民の総数は九千万を越え、その大部分は大和民族であるが、朝鮮には約二千万の朝鮮人、台湾には支那から移住した約四百三十万の支那民族と、十余万の土人がゐる。又北海道本島には少数のアイヌ人、樺太には少数のアイヌ人その他の土人がゐる。諸外国に移住してゐる大和民族は約六十万である。⁵⁾

そして1940年代に使われた第五期教科書において、「帝国日本」の総人口は一億となった。これで戦時中のかの有名なスローガン「進め、一億日の玉」ができるようになるのである。「一億」というのは、台湾・朝鮮も含めた数であることは言うまでもない。

以上のことから考えられるのは、戦前における日本の民族構成に関する記述の共通点は、日本は多民族国家ではあるが、みな天皇を戴き、忠良なる帝国臣民である、つまり「同一民族」と規定している点である。

しかし1945年、日本の敗戦により台湾と朝鮮は植民地から解放される。このことによっていわゆる外地、即ち朝鮮と台湾に暮っていた人々は、日本人として数えられることがなくなったが、日本に残った人々は日本社会の中において異民族として暮すことになる。ちなみに、1940年代、日本には国籍上「日本人」として日本にわたり暮っていた人が、朝鮮人だけ

2) 『日本教科書大系』第16巻 352p

3) 上掲書 394p

4) 上掲書 430p

5) 上掲書 489p

で236万5263人にのぼった。そのうち多くの人は日本の敗戦後、帰国の途についたが、約60万と言われる人が日本に残り「在日韓国・朝鮮人」として暮すことになり、今日に至っている。つまり日本は「帝国日本」の時代はもちろん、敗戦後から現在にいたるまで、否応なしに多民族社会であり、当然のことながら多言語社会である。

3. 日本の外国人政策

それでは多民族国家である日本の外国人に対する政策は、如何なるものであるかについて考察したいと思う。

「政策policy」というのは文字通り、政治あるいは政府の方策である。したがって「政策」の方向はその政府が目指す方向を表すといえる。

一般に「外国人政策」というと、出入国に関する政策と在住外国人の言語、様々な権利などに関する政策に分けられるが、日本の場合、前者のみで在住外国人のための政策はなかったといえる。日本では「外国人政策」＝「出入国管理政策」であったのである。

日本の外国人に関する政策は1947年発布する「外国人登録令」に始まる。日本政府は同令を基点に日本における外国人の統計に乗り出す。とりわけ同令では「台湾人のうち内務大臣が定める者及び朝鮮人は、この勅令については、当分の間、これを外国人とみなす」としたため、この政策によってそれまで「日本」国籍者として日本で暮していた朝鮮と台湾などの旧植民地出身者⁶⁾は、一瞬にして「外国人」となった。つまり同令は、敗戦後の戦後処理の一環として、かつては「日本人」として日本で暮していた旧植民地出身者を「外国人」として規定し、区別する目的であったといえる。以降の日本における外国人政策は、外国人を日本社会の構成員として受け入れる政策というより、「区別」し「管理」する政策であった。

さて、外国人統計に乗り出した1947年から現在までの日本の外国人登録者数を簡単にまとめると、次のとおりである。

【表1】外国人登録者数（日本法務省ホームページ<http://www.moj.go.jp> 参照）

	総数	韓国・朝鮮	中国	ブラジル	フィリピン	米国	ペル	その他
1948	658,292	611,758	37,394		314	2,831		5,995
	100%	92,9%	5,7%		0,0%	0,4%		0,9%

6) 厳密にいうと1952年4月サンフランシスコ講和条約によって、第二次世界大戦が終了するため、法的には日本に暮す朝鮮人や台湾人の国籍は、この時点まで「日本」である。したがって「外国人登録令」には「外国人とみなす」という表現が用いられたのである。

1950	598,696 100%	544,903 91,0%	40,481 6,8%		367 0,1%	4,962 0,8%		7,983 1,3%
1960	650,566 100%	581,257 89,3%	45,535 7,0%	240 0,0%	390 0,1%	11,594 2,1%	40 0,0%	11,510 1,8%
1970	708,458 100%	614,202 86,7%	51,481 7,3%	891 0,1%	932 0,1%	19,045 2,7%	134 0,0%	21,773 3,1%
1980	782,910 100%	664,536 84,9%	52,896 6,8%	1,492 0,2%	5,547 0,7%	22,401 2,9%	348 0,0%	35,690 4,6%
1990	1,075,317 100%	687,940 64,0%	150,339 14,0%	56,429 5,2%	49,092 4,6%	38,364 3,6%	10,279 1,0%	82,874 7,7%
2000	1,686,444 100%	635,269 37,7%	335,575 19,9%	254,394 15,1%	144,871 8,6%	44,865 2,7%	46,171 2,7%	225,308 13,4%
2010	2,134,151 100%	565,989 26,5%	687,156 32,2%	230,552 10,8%	210,181 9,8%	50,667 2,4%	54,636 2,6%	334,970 15,7%

この数値を日本の総人口と比べると、次のとおりである。

【表 2】 国勢調査人口に対する外国人登録者数の比率

	国勢調査人口	外国人登録者数	比率
1950年	84,114,574	598,696	0,7%
1960年	94,301,623	650,566	0,7%
1970年	104,665,171	708,458	0,7%
1980年	117,060,396	782,910	0,7%
1990年	123,611,167	1,075,317	0,9%
2000年	126,925,843	1,686,444	1,3%
2010年	128,057,352	2,134,151	1,6%

上の【表 1】をみても分かるように、日本の外国人は1945年、敗戦後から1980年代までは韓国・朝鮮人が外国人の大半を占める。しかし1980年代以降中国、フィリピン、ブラジルなどからの外国人が急増する。日本の総人口の伸び率と比べても、この時期の外国人の増加が著しいのが分かる。

日本の外国人に対する最初の政策は、既述のように1947年発布される「外国人登録令」、そして1951年10月4日に公布、同年11月1日に施行される「出入国管理令」と、1952年から始まる「外国人登録法」である。「出入国管理令」は外務省関係諸命令の措置に関する法律の規定により、法律の効力をもつものとして扱われた。いわゆる「入管法」である。以降、日本の外国人に対する政策はこの「入管法」に基づいて行われる。

「入管法」の目的は、「日本に入国し、又は日本から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備すること、諸用語の定義、外国人の在留資格・在

留期間を定めること」である。主に出入国管理、在留資格及び期間の審査なのである。このことはすでに指摘したように、日本における外国人政策は「統制」と「管理」であることを物語る。

この「入管法」は、1979年日本の「国際人権規約」の批准と難民条約への加入に伴い、1982年改定される。そして1982年1月1日から出入国管理令に難民認定関連手続きに関する条項が追加され、「出入国管理及び難民認定法」が施行されるのである。その背景には、1978年から定住を前提とした難民の受け入れを始めたことや、1972年の日中国交回復後に始まった「中国帰国者」⁷⁾の受け入れも1980年代に本格化したことがある。その結果は【表1】の1980年と1990年の統計をみても明らかである。

さらに1990年には、在留資格として「定住者」という資格が設けられ、日系3世まで就労ができるようになる。そこでブラジル、ペルーなどの中南米から日系人の日本入国が容易になり、増加した。すなわち日本の外国人増加は、1980年代以降の「中国帰国者」やブラジル、ペルーなどから流入した日系人が増えた結果であるといえる。「中国帰国者」は日本と中国との国交回復によるものであり、中南米からの流入は日本の労働力不足によるものである。なお、1981年から始まる「外国人研修制度」や、それを改定した1993年の「技能実習制度」も日本の労働力不足を解決するための政策であり、この政策によって東南アジア出身外国人も著しく増加した。

なお同年、在留資格を「人文知識・国際業務」、「短期滞在」、「日本人の配偶者等」などの具体名で表示する改定が行われる。そしてそれまで日本語のみであった上陸許可証印に英語訳が表示されるようになった。

その他、主な外国人政策の改定には、2004年の「出国命令制度」、2005年の「難民審査参与員制度」の導入、2007年、入国審査での「指紋採取・写真撮影」などがあり、2009年には「外国人登録制度」が廃止され、新たな在留管理制度が導入されるなど、外国人政策は時代の要請に応じて改定された。しかし1947年「外国人登録令」が始まってから70年が経ち、外国人の数は最初の3倍以上増え、日本の総人口との比率も0.7%から1.6%に増加したが、外国人に対する政策の基本は「管理」と「統制」から全くと言っていいほど変わっていない。

4. 日本の外国人に対する言語政策

外国人に対する言語政策は、二つに分けられる。一つは、受け入れ側（国）の言語を移民がどう習得するかに関するもの、つまり日本の場合、移民の日本語での意思疎通の

7) 1945年第二次世界大戦が終結した後、帰国できず中国大陸（多くは旧満州地域）に残された日本人のことを指す。1972年日中国交回復と共に国による引揚援護事業が開始され、永住帰国した人々とその家族を「中国帰国者」という。

問題から日本語教育の問題等などであり、もう一つは、受け入れ側は移民の母語についてどう対処しているかの問題で、これは「言語権」という概念としてとらえられる。日本の場合は前者、つまり移民に対する日本語教育・支援の面に集中しているといえる。この章では日本の外国人に対する言語政策を法律ではどのように捉え、実際にはどのように運用されているかについて、いくつかの自治体の例から考察することにする。

冒頭でも述べたが、日本における言語政策は法律の規定ではなく、「国語＝日本語」による単一言語政策を取っている。このような日本で外国人の言語問題を「問題」として意識し始めたのは、1990年に改正された「出入国管理及び難民認定法」においてである。既述の【表 1】にも現れているように、この時期、長期滞在する外国人が急増するのである。そして日本語を母語としない彼らに対する対策として国や自治体を中心となって、様々な日本語教育・支援が行われる。

さて、外国人に対する言語政策を考える際に、2001年に制定した「文化芸術振興基本法」に注目する必要がある。これは日本の文化芸術に関する法律であるが、外国人に対する日本語教育を法律の条文として初めて定めたものなので、意味があり、日本政府の外国人に対する言語政策の方向が垣間見られる。以下は「文化芸術振興基本法」の前文である。

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。

更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にあいながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸

術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

これによると日本の文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するもので、時代を越えて国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化の中において自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものであるという。「それ自体が固有の意義と価値を有する」、あるいは「国際化の中において自己認識の基点となる」などの、きわめて抽象的な規定にまず異議を申し立てたいが、それより日本の文化芸術は「日本「国民」共通のよりどころである」という位置づけには、首をかしげざるを得ない。次の第19条の記述と矛盾するためである。第19条には、次のように記されている。

第19条

国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

既述のように、日本における「文化芸術」は、それ自体が固有の意義と価値を有し、時代を越えて日本「国民」共通のよりどころなのである。ところが第19条では外国人に日本の文化芸術を理解させるために、日本語教育の充実を図るべきであると記している。

「時代を越えて日本「国民」共通のよりどころ」なのに、日本「国民」でもない外国人が、果たして日本語教育をとおして「国民共通のよりどころ」を共有できるのだろうか。このことは一見、外国人に開かれた開放的な日本としてとらえられるかもしれないが、日本への同化を要求しているというとらえ方も可能である。この条文が他でもなく日本における最初の外国人の言語問題に関するものであるという点が気になる点である。つまり、日本における外国人の言語政策は、「文化芸術振興基本法」を見る限りでは、日本語教育を通して外国人を日本の輪に入れる、日本人化する「同化政策」であると思えないのである。

なお、「定住者」への日本語教育に関する提案及び施策をみても、日本社会の外国人の言語問題に関する考え方がよくわかる。

外国人の日本での定住を認めたのは、既述のように1979年「出入国管理及び難民認定法」の制定からである。そして兵庫県姫路市と神奈川県大和市に難民の定住促進センターが設置され、「定住者」への日本語教育を始めたのを皮切りに、「国際支援センター」などの形で全国に外国人に対する日本語教育センターが設置、運営された。この時期もっとも著しい増加を見せるのは、【表1】にも現れているように、中国帰国者であり、その次が日系ブラジル人、そして日系ペルー人の順である。この人々に対する日本語教育が大至急要求されたのである。ちなみに、外国人登録者数から見ると、2000年まで

は韓国・朝鮮人がもっとも多いが、この場合は植民地時代から日本に暮している在日韓国・朝鮮人とその子孫が多くて、取り立てて日本語教育を必要としないグループであったことは注意したい。

さて、今日まで日本における外国人に対する言語問題は、以上のような観点から行われた。外国人に日本語を教えることに集中していたのである。既述のように外国人に対する言語政策は、受け入れ側（国）の言語を移民にどう教え込むかと、移民の母語を受け入れ側はどのように受け入れるか、両方の問題であるが、日本の場合は前者のみの政策、すなわち移民を日本人化する政策であったのである。

しかし2011年、横浜市教育委員会が行った「帰国・外国人児童受入促進事業」の例に注目したい。同事業は文部科学省が「日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する施策」として打ち出した事業である。全国のほとんどの教育委員会は文部省の趣旨にあわせて、外国人児童に対する日本語教育を展開しているが、横浜市では同じく日本語教育ではあるが、外国人児童の「母語」に注目し、「母語を用いた学習支援事業」を打ち出したのである。具体的な取り組みとしては「母語を用いた学習支援事業」と「母語を用いた初期適応支援事業」があげられる。外国人児童の「母語」に関心をもち、「母語の保持・向上を支援する」などと打ち出している点に意義がある。しかし最終目的は「効果的な日本語教育」であったことは間違いない。

一方、少数ではあるが、公教育の場において外国人児童の「母語」教育が行われるところもある。兵庫県や大阪府では「日本語の力を身につけ、自ら生きていく力を育んでいくと同時に、彼らの母語・母文化を大切にしたい日本語教育のあり方を「多文化共生の学校づくり」と連動させて考えている」（大阪府在日外国人教育研究協議会[2010：13]）とし、小、中、高校において授業時間内、あるいは放課後に母語教育を実施している。

例えば大阪府門真市のなみはや高校では、渡日生徒のほぼすべてが、自分の母語を正規の科目として学んでいる。「自分の生まれ育った国・地域に誇りと自信を持つ」ことを指導の基本とする方針の下、各学年2～4時間の「母語（継承語）」授業を正規科目として選択する制度を設けた。中国語や韓国語、フィリピン語（タガログ語）、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、英語の授業が第一言語として開講され、対象生徒が一人でも実施されるという（石川・大倉[2008：203-204]）。また、大阪市平野区の永吉高校でも中国語やフィリピン語などの母語教育が授業カリキュラムの中で展開されており、母語クラスの公開授業や母語を使った交流イベントなどが開かれる（高橋[2011：18-19]）。

もちろんこれらの例はごく一部であり、しかもすべての外国人児童のそれぞれの母語を対象としているわけでもない。数的に多い言語に限られ、コンテンツも乏しい。こういった限界はあるが、しかし近代国家としての「国語」概念が創出され、「日本語」のみによる言語政策を取ってきた日本としては、このような動きは日本社会の中での異言語の存在を認め、共に豊かな社会をつくっていくための変化の兆しとしてとらえることができよう。

5. 言語権とはなにか

日本では日本語のみ使用することは、当たり前のように思われた。韓国も中国も同じである。それぞれの「国語」があって、その言語によって教育・行政・司法・その他のすべてが行われる。したがって移民や外国人はその言語を身につけなければならず、そじないとその社会で生きていくことがとても苦しい。それが当然のことだった。しかし近年、だれもが、どこでも自分の母語で話し、教育を受け、公共機関においても使用する権利があるという主張が注目され、研究されている。「言語権」という概念である。自由な言語使用は人間の基本権であり、平等権であるという考え方である。

「言語権」という概念が提唱されるようになったのは、さほど古くない。言語権は1996年採択された「世界言語権宣言」において具体的な内容を、「第一、自集団の言語と自己同一化し、これを学校において習得し、また公共機関で使用する権利、第二、当該地域の公用語を学習する権利」と示している。つまり、言語的少数者が多数者言語で意思疎通ができるとしても、自分の言語（母語＝少数言語）で教育を受け、公共機関でも使用する権利と、多数言語を学ぶ権利の保障なのである。今までは少数者はその社会の多数者の言語を学ばなければ社会参加が不可能であることが当然視されたが、少数者の言語と文化も通用するよう、言語的・文化的に開かれた社会をつくっていかうとする考え方なのである。

この宣言は英語・フランス語・スペイン語・カタルーニャ語で翻訳されたことから分かるように、ヨーロッパの単一言語政策を取ってきた国々が中心となって行った。長い歴史をもつフランス、ドイツなどの少数言語弾圧はさておいて、20世紀後半から少子化による労働力不足で、大量に移民を受け入れるようになり、その移民が社会的・言語的マイノリティになって様々な社会問題を起こしたことから、このような問題意識が生まれたのである。

ヨーロッパとは言語問題の歴史や移民の歴史が異なるが、同じように単一言語政策を取ってきた韓国や日本でも、近年多言語化に関する問題提起が行われている。それまで移民の言語問題を「自由意思でやってきたのだから」、言語的に受け入れ国に同化すべきであるという考え方から、自分の母語で教育を受け、公共機関でも使用できることは、人間の基本権（言語権）に関わるものであり、なお様々な言語及び文化にふれることは、マジョリティ（多数者）にとってもよいことであるという風に認識が変りつつあるのである。そこで最近では言語権の観点から「母語教育」に関する関心も高まりつつある。

それでは母語教育は誰のためなのか、なにを目指して行われるべきなのかについて考えてみたい。母語教育をめぐる理念には、次のようなものがあげられる（多言語化現象研究会 [2013 : 95 p]）。

- ① 言語能力や文化を保持する。
- ② 言語や文化の学習を通して、その集団への帰属意識を持たせる。
- ③ 言語や文化を子供たちに継承する。
- ④ 言語や文化を通して親子間のコミュニケーションを維持する。
- ⑤ 母語の能力を高めることにより、第二言語の学習へプラスの転換を図る
- ⑥ 国際社会に貢献できる社会的、個人的「資産」として言語をとらえる。

こういった理念は、対象と目的によって異なる形で受け止められる。例えば、一時的な移民の場合と在日韓国・朝鮮人のように歴史的背景を持ち、2世、3世へと続く場合とでは、母語教育の持つ意味が違って来る。前者の場合は①に当てはまると言えるが、後者の場合は②と③、もしくは④が当てはまると言える。⑤と⑥は多民族国家であるカナダのバリンガル教育学者カミンズが提唱した概念で、「移住者が持ち込んだ多様な言語を前向きに評価し、それを国を豊かにする言語資源」としてとらえ、「彼らの言語を維持・伸長させることは彼ら（マイノリティ側）に役立つばかりではなく、われわれ（マジョリティ側）にとって役立つ貴重な資源づくり」になるというのである（中島[2005：176p]）。

自分の母語を使用する権利、母語で教育を受け、公共機関で使用する権利、そしてそのための母語教育は、近代以降もっとも重要な基準となった「効率」、「合理」、「均質」の名のもと進められた単一言語政策に見直しを求めている。これまでポジティブに評価された「均質で効率的」な社会から、「様々な」言語が話される柔軟な社会、豊かな社会へと変換を求めているのである。そしてこのことは少数者に役立つばかりでなく、多数者にも役立つことであるというカミンズの指摘には耳を傾ける必要がある。

母語使用に関する権利は単に個人の権利にとどまるものではない。社会的・集団的な営みを前提とする言語の特性を考慮すると、様々な言語使用の保障は、その言語集団の文化的豊かさにつながることであり、集団の文化的豊かさは個人の豊かさにつながる。それ故個個人の母語を言語共同体、もしくは言語集団において文化的に発展させることは言語に関する権利であり、言語権の一部と考えられる。その意味において言語権は個人的権利であるだけでなく、集団的権利であるといえるのである。

6. おわりに

日本は歴史的に異言語・異文化に寛容的ではなかった。「単一民族神話」を謳う日本は、既述のようにまぎれもない多民族国家である。日本の中の外国人に対する政策も「管理」と「統制」の政策であった。そしてその外国人に対する言語政策は、日本語教

育を通して日本人化する「同化」政策であったといえる。しかしこういった日本語教育は、外国人児童の母語や母文化を失う「奪文化化」であり、母語を犠牲にした「補償的日本語教育」であるという批判と、「世界言語権宣言」に見られるように、自分の母語を使用することへの権利が唱えられるようになって、日本でもごく少数ではあるが、一部の自治体で外国人児童の母語教育を実施する動きが登場した。現在は韓国語や中国語、英語など、限られた言語のみを対象にしており、コンテンツも乏しいが、言語権に関する研究や関心が高まりつつあって、外国人児童の「母語教育」は広がる見通しである。

そしてこのような日本の動きは、外国人政策、言語政策において同じく閉鎖的な政策をとっている韓国においても、参考すべきであろう。

【参考文献】

- 石川朝子・大倉安央（2008）「門真なみはや高校—普通科総合選択制におけるアイデンティティ保障の取り組み」、志水宏吉編『高校を生きるニューカマー』明石書店
- 太田晴雄（1996）「日本語教育と母語教育—ニューカマーの外国人子供の教育問題」『外国人労働者から市民へ』有斐閣
- 小熊英二（2001）『単一民族神話の起源』新曜社
- 大阪府在日外国人教育研究協議会（2010）「ちがいを豊かに」『第18回研究集会資料』
- 海後宗臣等編（1979）『日本教科書大系 近代編第16巻』講談社
- 木村護郎（2001）「言語は自然現象か—言語権の根拠を問う—」『社会言語学Ⅰ』三元社
- 言語権研究会（1999）『ことばへの権利』三元社
- 真田真治・庄司博史（2005）『日本の多言語社会』岩波書店
- 多言語化現象研究会（2013）『多言語社会日本—その現象と課題』三元社
- 塚原信行（2001）「言語権と言語政策評価」『社会言語学Ⅰ』三元社
- 中島和子（2005）「カナダの継承語教育その後」『カナダの継承語教育多文化・多言語主義をめざして』明石書店

要 旨

「単一民族神話」を謳う日本は、まぎれもない多民族国家である。北海道や沖縄の編入はもちろん、強制占領した台湾と朝鮮がそれを物語る。しかし日本は戦前は「皇化の下に同一民族」というイデオロギーを注入し、戦後は当然のように「単一民族神話」を貫いてきた。そのため日本の中の外国人は見えない存在として、ポジティブな政策はなく、出入国管理法に基づいた「管理」と「統制」の政策であった。在住外国人の権利に関する政策はなかったのである。そしてその外国人に対する言語政策も、日本語教育を通して日本人化する「同化」政策であったといえる。外国人が急増する1990年代以降、各地に日本語教育センターが設けられ、外国人に対する日本語教育が行われた。しかしこういった日本語教育は、「奪文化化」であり、母語を犠牲にした「補償的日本語教育」であるという批判と、「世界言語権宣言」に見られるように、自分の母語を使用することへの権利が唱えられるようになって、日本でもごく少数ではあるが、一部の自治体で外国人児童の母語教育を実施する動きが登場した。現在は韓国語や中国語、英語など、限られた言語のみを対象にしており、コンテンツも乏しいが、言語権に関する研究や関心が高まりつつある中、外国人児童の「母語教育」は広がる見通しである。そしてこのような動きは同じような社会構造と政策をとっている韓国においても参考すべきであろう。

キーワード：単一民族神話、多言語社会、外国人政策、言語政策、言語権、母語教育

투 고 : 2013. 11. 30
1차 심사 : 2013. 12. 14
2차 심사 : 2014. 1. 4